

沖縄県観光振興基金検討委員会運営要綱

(令和4年4月14日文化観光スポーツ部長決定)

(趣旨)

第1条 県は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るために設置した「沖縄県観光振興基金」について、公平かつ公正、効果的な活用を図るため、この要綱の定めるところにより、学識経験を有する者等から意見を聴取するための会合を運営する。

(名称等)

第2条 前条の学識経験を有する者等の意見を聴取するための会合は、沖縄県観光振興基金検討委員会（以下「検討委員会」という。）という。

2 検討委員会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として文化観光スポーツ部長が運営する。

(意見等聴取事項)

第3条 文化観光スポーツ部長は、検討委員会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関する意見を聴取する。

- (1) 沖縄県観光振興基金の活用に関すること。
- (2) 沖縄県観光振興基金を活用した事業の効果検証に関すること。
- (3) その他、沖縄県観光振興基金に関し文化観光スポーツ部長が必要と認める事項

(構成員)

第4条 検討委員会の構成員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから文化観光スポーツ部長が決定する。

- (1) 観光行政に関し優れた見識を有する者
- (2) 環境行政に関し優れた見識を有する者
- (3) 観光関連団体の関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、文化観光スポーツ部長が必要と認める者

(会議)

第5条 検討委員会の議事進行は、文化観光スポーツ部長が行う。この場合において、文化観光スポーツ部長は、検討委員会の議事進行を沖縄観光の振興に関する事務を総括する観光政策統括監に代行させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、文化観光スポーツ部長は、委員全員の意見に基づき委員のうちから議事進行に当たる者を選任し、専任された者（以下「委員長」という。）に検討委員会の議事進行を依頼することができる。

(会議の開催等)

第6条 検討委員会の開催は、文化観光スポーツ部長が通知する。

2 文化観光スポーツ部長は、検討委員会を開催するときは、次に掲げる事項を委員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 検討委員会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(委員の責務)

第7条 委員は、沖縄県観光振興基金の趣旨を踏まえ、第3条に掲げる事項について、公平かつ公正な観点からの意見等を述べることに努めなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、検討委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。委員がその任を退いた後も同様とする。ただし、沖縄県が公表した情報については、この限りではない。

(関係者の出席等)

第9条 検討委員会の委員（委員長が選任されている場合にあっては、委員長）は、必要に応じ、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(検討内容等の公表)

第10条 検討委員会の会議は原則として公開するものとする。

2 文化観光スポーツ部長は、検討委員会における会議の概要について後日に公表するものとする。

(庶務)

第11条 検討委員会の運営に当たり必要となる庶務は、文化観光スポーツ部観光政策課において処理する。

2 文化観光スポーツ部観光政策課長は、前項の規定により庶務を処理する場合で必要と認めるときには、検討委員会の議事に關係する事務を所管する部課職員の協力を求めることができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が定める。

附 則 (令和4年4月14日制定)

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。